

4月1日～5月31日病児保育利用時の「ベビーシッター派遣事業割引券」取扱いについて

平成30年4月1日より5月31日までの間、割引券を使用せずに弊会の病児保育の利用があった場合にも、割引券の交付後、割引額の返還を受けることができます。

■返還の手順

① ご利用いただく割引券は、交付日・承認事業主名と社印・労働者氏名が記入されていること、有効期限内であることを確認してください。

② 遡及分の割引券は**割引券本券（右側本券）のみ**を弊会事務局へお送りください。

- ・ 交付日・承認事業主名と社印・労働者氏名以外の欄は記入不要です。
- ・ 送付先 〒101-0051東京都千代田区神田神保町1-14-1KDX神保町ビル3F
認定NPO法人フローレンス 病児保育事業部 会員担当宛
※送付前にメールにてご一報ください。

③割引券が事務局へ到着次第、拝受のお知らせ（メール）にて**割引券使用報告用半券（左側半券）**の『♣️利用時ベビーシッター記入欄』の記載事項をお知らせしますので、会員さんご自身での記入をお願い致します。

※病児保育のご利用時に保育スタッフにお渡しいただくことも可能です。
（できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください）

■割引金額の返金方法について

- ・ 割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映（控除）いたします。ただし、初回無料枠でのご利用については、翌月の月会費との相殺となります。
- ・ 割引券適用額が請求額を上回る場合は、差額を登録口座へ返金いたします。

■注意事項

本件は、割引券の使用に関する事業主の承認、割引券の発行に時間を要することから、平成30年4月1日より5月31日までのご利用に限った措置となっております。
この期間外および割引券の交付日以降は、保育利用当日にお手元に割引券がない場合は後日適用は致しかねます。
また保育者による割引券利用確認は行っておりませんので、渡し忘れ等がないようご注意ください。

■お問合せ

病児保育事業部 会員担当
MAIL member@florence.or.jp